

請願・陳情 参考資料

平成 22 年 11 月 26 日

文化観光局

陳情（継続）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-5 (H22.2.9)	文化観光	<p>永住外国人への地方参政権付与 法案に反対する意見書の提出に ついて</p> <p>倉吉市新町 2-2347 鳥取を良くする会 代表 山内 香代子</p> <p>鳥取市国府町高岡 751 山陰むすび会 事務局長 山本 宏</p>	<p>永住外国人への地方参政権付与については、与党内でも意見が分かれ、2010年通常国会への法案提出は見送られた。</p> <p>県としては、引き続き政府をはじめ与野党の議論・動向を見守っていく。</p> <p>《参考》</p> <p>○平成6年10月6日、鳥取県議会が定住外国人の地方参政権の確立を求める意見書を内閣総理大臣等へ提出</p> <p>○平成22年3月17日、鳥取県議会が永住外国人へ地方参政権付与について、十分な議論を尽くさないまま法律を制定しないよう内閣総理大臣等へ意見書を提出</p> <p>○現時点では、永住外国人への地方参政権付与について、13の都道府県議会が賛成の立場から意見書を可決し、19の県議会において反対の立場から意見書を可決し、13の県議会で慎重な対応を求める意見書を可決</p>

陳情（継続）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-10 (H22.2.15)	文化観光	永住外国人住民の地方自治体参 政権について 鳥取市行徳2丁目561 在日本大韓国民団 鳥取地方本部 団長 薛 幸夫	永住外国人への地方参政権付与については、与党内でも意見が分かれ、2010年通常国会への法案提出は見送られた。 県としては、引き続き政府をはじめ与野党の議論・動向を見守っていく。 《参考》 ○平成6年10月6日、鳥取県議会が定住外国人の地方参政権の確立を求める意見書を内閣総理大臣等へ提出 ○平成22年3月17日、鳥取県議会が永住外国人へ地方参政権付与について、十分な議論を尽くさないまま法律を制定しないよう内閣総理大臣等へ意見書を提出 ○現時点では、永住外国人への地方参政権付与について、13の都道府県議会が賛成の立場から意見書を可決し、19の県議会において反対の立場から意見書を可決し、13の県議会で慎重な対応を求める意見書を可決

陳情（継続）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-11 (H22.2.25)	文化観光	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について 鳥取市 岡 真人	永住外国人への地方参政権付与については、与党内でも意見が分かれ、2010年通常国会への法案提出は見送られた。 県としては、引き続き政府をはじめ与野党の議論・動向を見守っていく。 《参考》 ○平成6年10月6日、鳥取県議会が定住外国人の地方参政権の確立を求める意見書を内閣総理大臣等へ提出 ○平成22年3月17日、鳥取県議会が永住外国人へ地方参政権付与について、十分な議論を尽くさないまま法律を制定しないよう内閣総理大臣等へ意見書を提出 ○現時点では、永住外国人への地方参政権付与について、13の都道府県議会が賛成の立場から意見書を可決し、19の県議会において反対の立場から意見書を可決し、13の県議会で慎重な対応を求める意見書を可決